

Business  
Report  
No.1601

# ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

相続税調査、3,296億円の申告漏れ  
無申告事案は876億円の申告漏れ

今月のトピック

Part 2

解雇に関する相談事例



信頼と安心、そして未来へ…  
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索



0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN  
ここを開いてください!!

今月のトピック  
Part 1

相続税調査、3,296億円の申告漏れ  
無申告事案は876億円の申告漏れ

**国** 税庁が9日に発表した相続税調査事績によると、今年6月までの1年間(2014事務年度)に12・13年中に発生した相続を中心に、申告額が過少、申告額がありながら無申告と思われるものなど1万2,406件(前事務年度比4.2%増)を実地調査し、うち81.8%に当たる1万151件(同3.5%増)から3,296億円(同6.8%増)の申告漏れ課税価格を把握し、加算税87億円を含む670億円(同24.4%増)を追徴課税した。実地調査1件当たりでは、申告漏れ課税課各2,657万円(前事務年度比2.5%増)、追徴税額540万円(同19.4%増)となる。また、申告漏れ額が多額だったことや、故意に相続財産を隠ぺいしたことなどにより重加算税を賦課した件数は1,258件(同18.6%増)で、その重加算税賦課対象額は433億円(同20.3%増)だった。

申告漏れ相続財産の内訳をみると、「現金・預貯金等」が1,158億円で全体の35.7%を占め、続いて「有価証券」が490億円(構成比15.1%)、「土地」が414億円(同12.8%)の順。

一方、無申告事案については、868件(前事務年度比1.5%減)の実地調査を行い、うち661件(同1.7%増)から876億円(同11.1%増)の申告漏れ課税価格を把握し、72億円(同57.3%増)を追徴課税した。1件当たりの申告漏れ課税価格は1億88万円と、相続税調査全体の1件当たり申告漏れ2,592万円の約3.8倍にのぼる。



税理士の目

大阪事業部 山下裕太

相続税は、相続開始から10カ月以内に申告が必要です。また、申告した額に誤りがある場合や、申告をしなかった場合は、ペナルティとして加算税等が課されます。相続税には基礎控除があり、その基礎控除以下であれば相続税は掛からず、申告も不要です。しかし、平成27年1月1日から基礎控除の縮小や税率のアップにより、相続税の申告対象者及び税額の増加が見込まれています。相続が発生した場合は、税理士等の専門家に相談されることをおすすめ致します。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ | 創業65年を超える信頼と実績 | 200名を超える専門スタッフ | 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい  検索

TEL: 0120-640-171

Mail: [kigyo-info@yubisui.co.jp](mailto:kigyo-info@yubisui.co.jp)

## 解雇に関する相談事例

### (1) 能力不足社員の解雇

#### 相談内容

A社は1年前に、Bさんを迎え入れました。Bさんは面接時にA社の業務に必要なスキルは持っていると言っていたのですが、初歩的なミスが多く、スキルも習得していませんでした。1年経過しても状況は変わらないため、Bさんを解雇することにしましたが、問題ないでしょうか。

#### 具体的アドバイス

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効であるとされています(労働契約法16条)。実際には、解雇に至る経緯や指導状況などを総合的に勘案して判断されます。一般に解雇が有効と認められるケースは、以下のような場合です。

- その労働者に能力がない場合
- 病気が1年以上続き回復の見込みがない場合
- 職場の規律を乱す行為を行った場合
- 経営不振に陥り、人員整理が必要な場合

今回のように労働者の能力不足が原因である普通解雇の場合には、画一的な判断基準はなく、個々の事情にしたがって判断されているのが現状です。解雇を行うその根拠となる就業規則や雇用契約書を示し、不当解雇とならないように十分注意する必要があります。

なお、最近の解雇の法律上の制限や判例から、協調性がないなどの主観的な理由での普通解雇が認められる例は非常に少なく、普通解雇は安易にできません。

#### 社労士の目

労務事業部 池淵正義

能力不足で、周囲に悪影響を与える等の問題社員への対応は企業にとっても頭の痛い問題です。一般的に、問題社員をすぐに解雇するのは難しいとされています。

問題社員へ注意・教育・指導・配置転換等会社としてできる限りの対応をしたが、本人に改善の意志が認められない場合、最後の手段として会社を辞めてもらうという判断になります。

解雇や懲戒を行う場合は、解雇事由、懲戒事由を必ず就業規則に記載しておかなければなりません。処分を行う前には必ず就業規則を確認しておきましょう。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

#### 契約までに何をしますか？

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

# ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、

お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

## ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。  
0120-640-171 (月～金 9:00～17:00)
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。  
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。(初回相談60分無料)  
※ご相談の日時はおお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。  
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。  
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

## よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171